

盛岡広域振興局長告示第51号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年8月7日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371600305	株式会社 J A ライフサービス	J A ライフサポートホーム ヘルプステーション滝沢	滝沢市大釜外館114番地 6	令和8年8月31日